

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原 告 宮 部 慎 太 郎
被 告 鳥 取 市

原告第4準備書面

平成25年10月11日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

第1 請求の趣旨で違法確認の範囲を下味野地区に限定している理由

1 地方自治法242条の2第1項について

本件は、地方自治法242条の2第1項第3号に基づく住民訴訟である。

地方自治法242条の2第1項によれば、地方自治法242条第1項による住民監査請求の結果に不服がある場合、「請求に係る違法な行為又は怠る事実につき」住民訴訟を提起できるとしている。

甲2号証および甲3号証にある通り、原告は住民監査請求において「平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和減免された固定資産税および都市計画税を徴収すること」を被告に対して請求したものである。そのため、原告の請求対象となる「怠る事実」の金額の範囲は、平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和減免された固定資産税および都市計画税に限られる。

従って地方自治法242条の2第1項により、原告は住民訴訟において前記住民監査請求の請求範囲を超える請求はできないため、「平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和減免された固定資産税および都市計画税」に係る違法確認の請求をしているものである。

2 住民監査請求において請求の範囲を下味野地区に限定した理由について

既に住民監査請求の手続きは終わっており、また請求の範囲を限定した理由は本件訴訟の争点とは無関係であり、原告に説明する義務があるものではない

が、念のため次のとおり理由を述べる。

原告は同和減免のような特定の地域に対する積極的な福祉政策を全面的に否定するつもりはない。原告証拠意見書（２）１ページ目で述べたとおり、例えば旧穢多村であることとは無関係に同和減免対象地域とされ、特別な事情により住民が例外なく困窮しているような同和地区が存在するのであれば、その地域に対する税の減免は適法と考えられる余地はある。

そもそも、市内各所に点在し、それぞれが何の関連もなく実情も異なる地域を「同和地区」の名のもとにひとまとめにして、１つの政策の対象として扱うことに合理性がない。

原告の住所地から分かる通り、原告が事情をよく知るのは下味野地区だけである。下味野以外の地域については、同和地区に限らず被告が実情を把握し、違法・適法を判断して適切な地域政策を行うべきものである。

下味野地区では昭和５０年代に行われた小集落改良事業により住環境が大幅に改善しているため、他の地域とは単純に比較できない。例えば、下味野地区の同和減免が違法だから、即座に国安地区の同和減免が違法だということにはならず、国安地区は国安地区の実情を精査しなければ判断ができない。

3 まとめ

以上のとおり、地方自治法２４２条の２第１項により、原告は現状の請求の範囲を超える請求をすることはできない。